

船舶事故調査報告書

平成30年4月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月25日 12時10分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島南方沖 湯島港8号防波堤北灯台から真方位163° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 34.5′ 東経130° 20.5′）
事故の概要	遊漁船佳栄丸は、東進中、また、プレジャーボート第1勢力丸は、漂泊中、両船が衝突した。 佳栄丸は、右舷船首部外板の防舷材下部に擦過傷を生じ、また、第1勢力丸は、左舷船尾部船倉内の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 佳栄丸、2.6トン KM3-50087（漁船登録番号）、個人所有 9.06m（Lr）×2.35m×0.82m、FRP ディーゼル機関、213.30kW、平成2年9月5日 第293-23894号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第1勢力丸、1.5トン KM3-54011（漁船登録番号）、個人所有 7.02m（Lr）×2.20m×0.91m、FRP ガソリン機関、95.60kW、平成1年2月 第293-21898号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年8月6日 免許証交付日 平成28年11月11日 （平成34年8月27日まで有効） B 船長B 男性 40歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年12月25日 免許証交付日 平成27年12月25日 （平成32年12月24日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板の防舷材下部に擦過傷 B 左舷船尾部船倉内及び左舷船尾部舷縁上部に亀裂、左舷船尾部防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.6m、潮流 北東流 上天草市には、平成29年10月24日22時10分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せて釣りを終え、平成29年10月25日11時30分ごろ係留場所である上天草市<small>はとのかま</small>漁港に向けて長崎県南島原市<small>みなみしまばら</small>口之津港<small>くちのつ</small>港口付近の釣り場を発した。</p> <p>A船は、船長Aが操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、約14ノットの対地速力で手動操舵により南東進し、湯島南西方沖で船首目標を上天草市<small>のかま</small>野釜島南端沖に定め、目視で前方を見ながら東進した。</p> <p>船長Aは、12時10分ごろ、湯島南方沖において突然衝撃を感じ、A船の右舷側とB船の左舷船尾部とが衝突したのを認めた。</p> <p>A船は、B船のパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）のロープをプロペラに巻いたものの、同ロープが切れてB船の船首方に離れたので機関を中立運転とし、反転してB船の左舷側に少し離れて並び、船長Aが、船長Bと、B船がレンタルボートであることなどを話した後、帽子を取って頭を下げ、プロペラにロープを巻いたまま自力で係留場所まで戻り、釣り客を降ろした。</p> <p>B船は、上天草市<small>まゑ</small>前島所在の業者から借りたレンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、友人3人を乗せ、07時00分ごろ前島を発し、湯島南方沖で漂泊して釣りをを行い、北東流の潮流に流されては潮上りを繰り返しながら釣り場を移動し、本事故発生場所付近の湯島南方沖の釣り場に到着した。</p> <p>船長Bは、主機を中立運転とし、後部甲板左舷寄りに立って後方を見たところ、左舷船尾方400m付近にB船の方に向かって来るA船を認めたが、左舷船尾方300m付近でA船が左舵を取って船首方向を変えたように見えたので、B船の方には来ていないものと安心して前方を向き、前部甲板左舷側に立っていた友人（以下「同乗者B₁」という。）に、船首からシーアンカーを投入するように依頼した。</p> <p>B船は、船長Bが、シーアンカーを投入した同乗者B₁の当たる、当たる、当たるという声を聞いて後方を振り返って見たところ、左舷船尾方から至近に迫るA船に気付いたものの、どうすることもできず、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船が、B船の左舷側を擦りながら通り過ぎて行ったものの反転し、少し離れて左舷側に並んだので、船長Aとしばらく話を</p>

	<p>しながら電話番号を教えるようにとジェスチャーで伝えたが、船長Aが頭を下げて操舵室に入り、そのまま走って行ったので逃げられてしまうと思い、A船を追い掛けた。</p> <p>B船は、船長Bが、友人と操船を交替してB船の所有者に本事故の発生を連絡したところ、もう1人の友人が撮影していた携帯電話の画像でA船を特定できることが分かったので、前島に帰った。</p> <p>B船の所有者は、漁船登録番号からA船の連絡先等が分かったので、船長Aに電話をしたのち本事故の発生を海上保安庁に通報した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、遊漁船の船長として約25年の経験があった。</p> <p>A船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>A船は、本事故当時、船首方に死角はなかった。</p> <p>A船は、反転してB船の横に並んだ際、風が強かったので余りB船に接近することができなかった。</p> <p>船長Aは、船長Bと話をしているとき、船長Bからジェスチャーで電話番号を聞かれたとは思わなかった。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃や振動が余り大きくなかったので、B船に大した損傷はないものと思い、船長Bに頭を下げてその場を離れた。</p> <p>船長Aは、26日に海上保安庁からの連絡を受けてB船の船名などを知った。</p> <p>船長Aは、ふだん湯島南方沖付近には多数の小型船が漂泊していることを知っていたが、本事故当時は風が強かったので、湯島南方沖に漂泊している船はいないと思っていた。</p> <p>船長Aは、考え事をしていて見張りに集中できていなかったかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>A船の釣り客は、いずれも後部甲板の椅子に腰を掛けていた。</p> <p>B船は、本事故当時、本事故発生場所付近に移動してシーアンカーを投入したばかりだったので、船首が東北東方を、また、シーアンカーが北東方を向いており、乗船者は全員釣りの準備をしているところであった。</p> <p>B船は、電子ホーンを備えていたが、船長Bは、電子ホーンを吹鳴する余裕はなかった。</p> <p>船長Bは、A船が左舵を取ったように見えたのは、波を切った際に船首方向が変わっただけなのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、湯島南方沖を東進中、船長Aが、考え事をしていて船首方</p>

	<p>の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島南方沖において、船首を東北東方に向けて漂泊中、船長Bが、A船を認めたものの、B船に接近して来ることはないと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための措置をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が、左舷船尾方からB船の方に向かって来ていることを認めたものの、その後、左舵を取ったように見えたことから、B船に接近して来ることはないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、湯島南方沖において、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが、考え事をしていて船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船を認めたものの、B船に接近して来ることはないと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。 ・漂泊中であっても、他船の動きに注意し、接近する他船に対しては、有効な音響による信号により注意喚起を行うこと。 ・衝突した際には、互いに人命、被害等の確認を行い、海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

